

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年11月29日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 9 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 報告第10号 専決処分事項の報告について（愛西市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 8 議案第35号 愛西市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第 9 議案第36号 愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第37号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第38号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第39号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第40号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第41号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第42号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第43号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第44号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第19 議案第46号 愛西市市江児童館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第47号 愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第48号 愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第49号 愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第50号 愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第51号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第25 議案第52号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第26 議案第53号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第27 議案第54号 令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第55号 令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

午前 9 時30分 開会

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本議会に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承お願いいたします。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第 1 ・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、1 番・馬淵紀明議員、2 番・佐藤旭浩議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2 ・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第 2 ・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9 月27日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、去る 9 月27日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月29日から12月21日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく御願いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月21日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月21日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の議会予定につきましては配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告していただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の馬淵紀明議員、お願いいたします。

○1番（馬淵紀明君）

海部地区水防事務組合の報告を行います。

令和5年10月3日、場所は日光川水防センターで行いました。

令和5年第2回定例会、付議事件といたしまして、認定第1号：令和4年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について行いました。

歳入総額3,883万8,628円、歳出総額3,584万9,478円、差引残額298万9,150円となり、全員賛成で認定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の中村文武議員、お願いいたします。

○3番（中村文武君）

去る令和5年10月10日、海部地区急病診療所にて第3回の海部地区急病診療所組合定例会が開催されました。

令和4年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について付議され、歳入総額は1億7,089万3,083円、歳出総額8,665万8,757円、差引残額8,423万4,326円の決算が付議されました。

主な質疑として、剰余金の約8,000万円についてどのような対応をするのかという質疑がなされ、管理者からは、正・副管理者協議の上、令和6年度予算の中で対応をどうするか検討するというような回答を得、全員賛成で認定されました。

以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、令和5年7月から令和5年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しを配付いたしております。

また、陳情につきましては、陳情一覧表のとおり所管の委員へ送付いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第４・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和５年12月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席をいただき誠にありがとうございます。

10月、11月にはあいさいさん祭りや文化祭、図書館祭りをはじめ、市内各所において様々な行事・イベントが開催され、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、御参加いただき誠にありがとうございました。

10月29日に開催されましたあいさいさん祭りは、コロナ禍前の形で開催されたこともあり、昨年より多くの方が御来場され、華やかなイベントとなりました。当日参加された方、出展された方ともに思い思いの時間を過ごされており、特に子供たちの楽しそうな姿は大変印象深く、まちににぎわいが取り戻されたと感じることができました。

このような行事・イベントが盛大に開催できたのも、関係各位をはじめ市民の皆様の多大なる御理解、御協力のたまものであると深く感謝する次第であります。今後とも、市民の皆様と協働して市政運営を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、今議会に御提案を申し上げている議題は、専決処分事項の報告２件、専決処分事項の承認１件、条例の制定２件、条例の一部改正８件、財産の無償譲渡１件、指定管理者の指定５件、補正予算５件の計24件の上程であります。

このうち、条例の制定につきましては、新たな道の駅の設置・管理に関する条例の設置について御提案をしております。

また、補正予算につきましては、佐屋小学校の施設の状況を把握し、今後の老朽化対策の手法を検討するため、構造躯体の健全性など施設の状況を調査する業務に関する債務負担の設定をはじめ、必要な予算を盛り込んでおります。

内容につきましては、この後、部長から説明をさせていただきますので御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第５・報告第９号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第５・報告第９号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）報告をお願いいたします。

○消防長（加藤義久君）

それでは、報告第９号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

職員の交通事故による物的損害について、損害賠償の額を32万6,972円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

以上で、報告第9号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第10号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・報告第10号：専決処分事項の報告について（愛西市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部を改正する条例）報告をお願いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、報告第10号：専決処分事項の報告について御説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

専決処分書の写しでございます。

令和5年10月23日に専決をいたしました。

次のページを御覧ください。

改正の内容としまして、法令の改正等に伴い、関係条例について必要な規定の整備をする必要が生じ、改めるものでございます。

施行の期日は、公布の日からでございます。

報告第10号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・承認第3号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、予防接種健康被害救済給付金の執行に迅速に対応するための予算を補正することにつきまして、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和5年11月13日に専決いたしました。

次ページをお願いします。

令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号）になります。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、総額を257億6,275万4,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては私から御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金として4,441万2,000円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきまして健康子ども部長より御説明いたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、承認第3号の歳出について御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

4款1項2目予防費、18節負担金、補助及び交付金において、予防接種健康被害救済給付金として4,441万2,000円を計上いたしました。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種後に死亡された方について、予防接種法第15条の予防接種健康被害救済制度に基づき、予防接種と死亡との因果関係が厚生労働大臣に認定された方へ速やかに支給するために計上しました。なお、実施に要する交付金につきましては国により全額補助されます。

承認第3号は以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第35号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定について御説明をいたします。

愛西市工場立地法地域準則条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市内の既存企業の事業拡大や市内への新規企業の立地促進を図

るため、工場周辺の環境保全に配慮しつつ、工場立地法で定める緑地面積率等を緩和するに当たり、施行に必要な事項を条例で定める必要があるからでございます。

議案第35号資料を御覧ください。

条例の概要は、工場立地法の準則である工場立地に関する準則で公表されている準工業地域、工業地域、市街化調整区域における緑地面積、環境施設面積の敷地面積に対する割合等について規制を緩和するものです。

制定の理由は、工場立地法で定める緑地面積率等を緩和することで、市内既存企業の事業拡大や市内への新規企業の立地促進を図るためです。

条例の内容は、準工業地域の緑地面積率を20%以上から10%以上に、環境施設面積率を25%以上から15%以上に緩和し、工業地域及び市街化調整区域の緑地面積率を20%以上から5%以上に、環境施設面積率を25%以上から10%以上に緩和をいたします。また、それぞれの区域における重複緑地算入率を25%以内から50%以内に緩和をいたします。

また、この条例の対象となる特定工場には、環境施設の配置には周辺地域の生活環境の保全等に配慮した整備に努めることを求めます。

施行期日は令和6年1月1日とするものです。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第36号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市道の駅の設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要があるからです。

議案第36号資料2を御覧ください。

条例の概要及び制定の理由は、新たに設置する道の駅の設置及び管理に関し、必要な事項を条例で定めるためです。

条例の内容は、第1条及び第2条の趣旨等で、道の駅では観光情報、農業振興及び地域の活性化を図ることとしています。

第3条の名称及び位置で、道の駅の名称を「道の駅あいさい」としています。

第4条及び第5条の施設等で、主な施設として農産物直売所、トイレなどを設置し、施設の



開館時間等は規則で定めるとしてあります。

第6条の道の駅が実施する事業で、道の駅では休憩施設の提供、地場産品などの販売、道路・観光情報の提供などを行うとしてあります。

第7条から第10条の使用許可等で、道の駅の施設を独占的に使用しようとする者は市長の許可を受けなければならないとしてあります。

第11条及び第12条の指定管理者による管理で、指定管理者に施設の管理・運營業務を行わせ、利用料金を収受させることができるとしてあります。

附則第2項では、既存施設の再整備に伴い、愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止することとしてあります。

施行期日は、規則で定める日とするものです。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第37号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、個人番号を利用することができる事務を追加することに伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第37号資料2、条例の一部改正の概要を御覧ください。

第1の改正の概要、第2の改正の理由につきましては、健康保険証がマイナンバーカードに一本化されることに伴い、医療費支給の受給資格者について医療保険給付関係情報等を情報連携により取得するに当たり、条例で独自に個人番号利用事務を定める必要があるためでございます。

第3の改正の内容は、福祉医療費支給事務の処理に関して個人番号を利用することができる規定等を追加するものでございます。

施行期日は、令和6年1月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第38号から日程第13・議案第40号まで（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第38号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、日程第13・議案第40号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、議案第38号から議案第40号までの3条例について一括で御説明いたします。

議案第38号、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

次に、議案第39号、愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

次に、議案第40号、愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。全て本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、令和5年10月23日付の愛西市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、議会の議員の議員報酬月額及び市長、副市長、教育長の給料月額を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

初めに、議案第38号資料2を御覧ください。

改正の内容としまして、議長、副議長及び議員の報酬月額を議長は「50万6,000円」から「50万7,000円」に、副議長は「45万4,000円」から「45万5,000円」に、議員は「40万4,000円」から「40万5,000円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第39号資料2を御覧ください。

改正の内容としまして、市長及び副市長の給料月額を、市長は「93万4,000円」から「93万6,000円」に、副市長は「77万3,000円」から「77万5,000円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第40号資料2を御覧ください。

改正の内容といたしまして、教育長の給料月額を「67万4,000円」から「67万6,000円」に引き上げるものでございます。

なお、この3条例とも施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第41号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、改正する必要があるからでございます。

議案第41号資料2を御覧ください。

改正の内容といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を支給するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第42号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、税率の改定等及び地方税法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

次に、議案第42号資料2を御覧ください。

第1の改正の概要は、税率改定等及び出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置に関する規定を整備するものでございます。

第2の改正の理由は、税率の改定等及び地方税法が一部改正されることに伴い、関係規定を整備するためでございます。

第3の改正の内容は、1つ目として、税率改定等について所得割の税率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を改正案の表のとおり改定するもの、2つ目として、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置に関する規定を整備するものでございます。

施行期日は、税率改定等が令和6年4月1日、産前産後期間の軽減措置に係る改定が令和6年1月1日でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第43号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、佐織保育園を廃止することに伴い、改正する必要があるからでございます。

資料2を御覧ください。

愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正の概要になります。

改正の概要は、佐織保育園に関する規定を削除するものでございます。

改正の理由は、佐織保育園を廃止するためでございます。

改正の内容は、佐織保育園に関する規定を削除するものでございます。

施行の期日は、令和13年4月1日でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第44号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、道の駅周辺に整備する都市公園について指定管理者に管理を行わせることに関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

議案第44号の資料2を御覧ください。

改正の概要及び改正の理由は、道の駅周辺に整備する都市公園について、指定管理者が管理等を行うことができる規定を追加するに当たり必要な項目を定めるものです。

改正の内容は、指定管理者に都市公園の管理及び運営の業務を行わせることができるとし、

また利用料金を収受させることができるとするものです。

施行期日は、公布の日とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第45号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第45号：財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第45号：財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡するものとする。
本日の提出、市長名でございます。

1の財産は、種類が建物、所在は愛西市西川端町南須原4番地1でございます。

2の相手方は、社会福祉法人亀泉会。

3の理由としまして、隣接する介護老人保健施設の補助施設として活用している建物について、相手方に無償で譲渡することにより、さらなる福祉の向上に資するためでございます。

提案理由としましては、この財産を無償譲渡するに当たり必要があるからでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第46号から日程第23・議案第50号まで（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第46号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定についてから、日程第23・議案第50号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

議案第46号から第50号までの説明をさせていただきます。

初めに、議案第46号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

愛西市市江児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は愛西市市江児童館、指定管理者となる団体は愛西市西條町東善太149番地、社会福祉法人市江福祉会、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案の理由といたしまして、愛西市市江児童館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

議案第46号は以上となります。

以降、議案第47号から議案第50号までの指定の期間、指定の提案の理由につきましては同様の内容でございますので説明を省略させていただきます。

それでは、続きまして議案47号についてです。

議案第47号：愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について、愛西市佐屋西児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は愛西市佐屋西児童館、指定管理者となる団体は愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福社会でございます。

続きまして、議案第48号についてです。

議案第48号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について、愛西市北河田児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は愛西市北河田児童館、指定管理者となる団体は名古屋市中区錦2丁目19番11号、アゼット株式会社長者町ビル6階、ホームックス株式会社名古屋支店でございます。

続きまして、議案第49号についてです。

愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について、愛西市西川端児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は愛西市西川端児童館、指定管理者となる団体は愛西市西川端町小城64番地4、社会福祉法人西川端保育園でございます。

続きまして、議案第50号についてです。

議案第50号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について、愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は愛西市八輪子育て支援センター、指定管理者となる団体は愛西市江西町街道西95番地4、社会福祉法人白百合福社会でございます。

資料といたしまして、議案第46号から第50号までの指定管理者候補結果を添付させていただいております。

以上で、議案第46号から第50号までの説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第51号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第24・議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明

いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億5,856万7,000円を追加し、総額を272億2,132万1,000円とするものでございます。

まず、4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、指定管理者の指定及び佐屋小学校施設の健全度調査業務について債務負担行為の追加をいたしました。

次に、歳入全般につきましては、私のほうから主な内容について御説明いたします。

9ページ、10ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金として8,547万6,000円を、また子どものための教育・保育給付交付金として1億378万4,000円、障害児通所給付費負担金2,227万7,000円を計上いたしました。

同じく、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金では、デジタル基盤改革支援補助金として1,062万6,000円を、また2目民生費国庫補助金で地域生活支援事業費補助金として120万8,000円を計上いたしました。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金として4,273万8,000円を、また施設型教育・保育給付費等負担金として4,700万8,000円、障害児通所給付費負担金1,113万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

同じく2項県補助金では、まず2目民生費県補助金で障害者等医療費補助金492万5,000円、後期高齢者福祉医療費補助金426万5,000円、子ども医療費補助金1,344万円を計上し、5目農林水産業費県補助金では産地パワーアップ事業費補助金1,518万3,000円を、また8目教育費県補助金では教育支援体制整備事業費補助金112万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、11ページ、12ページでございますが、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、6,276万7,000円を計上いたしました。

次に、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、本補正予算の不足する財源として6,377万2,000円を計上しております。

続いて、20款繰越金では、前年度決算の剰余金のうち繰越財源分を除いた繰越額9億6,776万8,000円を計上いたしました。また、22款市債、1項市債、5目消防債で、消防指令センター整備事業債として20万円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

私からは、総務部所管の項目について御説明させていただきます。

13ページ、14ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費におきまして、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、システム利用等手数料やふるさと応援寄附金支援委託料などで3,058万5,000円を計上いたしました。

1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページを御覧ください。

同じく2款1項の10目基金費におきまして、地方財政法の定めにより前年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるため、財政調整基金積立金に5億3,400万円を計上いたしました。

なお、燃料価格高騰の影響により、公共施設において生じる光熱費及び指定管理委託料の不足見込み分の補正額は各費目において計上しております。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、企画政策部所管となる人件費補正について御説明いたします。

今回の人件費の補正は、主に人事異動に係る給与調整等をお願いするものでございます。

一般会計補正予算書の27ページの給与費明細書を御覧ください。

特別職につきましては、前教育長が辞職され新教育長が就任したことによる影響で給料は6万4,000円の減、期末手当は113万円の減、共済費は127万5,000円の増、合わせまして6万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、28ページが一般職員に関するものでございます。

補正後の職員数は、当初予算編成後において職員の退職や臨時的任用職員の採用により、差引きで442人と当初予算編成後と比較し、2人増となりました。

各課におきまして、給料、職員手当及び共済費で増減額が生じております。給料で72万3,000円の減、職員手当で207万2,000円の増、そして共済費で130万8,000円の増、合わせまして265万7,000円の人件費の増額補正を行うものでございます。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。

その中で、国民健康保険特別会計の事業勘定で294万4,000円の減額、介護保険特別会計の保険事業勘定、1人減で1,201万5,000円の減額、水道事業会計で227万5,000円の減額を計上しております。

以上、よろしく御願いたします。

続きまして、市民協働部長より御説明申し上げます。

○市民協働部長（田口貴敏君）

私からは、市民協働部の所管に関するものについて御説明申し上げます。

まずは、15ページ、16ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目コミュニティ費で、燃料価格高騰の影響を受け市江地区コミュニティセンター指定管理料で不足が見込まれることに伴い、42万3,000円の増額を計上いたしました。

続いて、19ページ、20ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費で、燃料価格高騰の影響を受け総合斎苑指定管理料で不足が見込まれることに伴い、1,206万3,000円の増額を計上いたしました。

以上、よろしく御願いたします。

次は、保健福祉部長より御説明申し上げます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、保健福祉部の所管に関する主なものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書17ページ、18ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の扶助費では、障害者自立支援給付費ほか2つの扶助費で対象者やサービス料の増加等に伴い、1億7,737万9,000円を増額計上しました。

次に、2目老人福祉費では、燃料価格高騰に伴い、佐屋老人福祉センター及び佐織総合福祉センターの指定管理料を732万5,000円増額計上しました。

次に、4目福祉医療費では、障害者等医療と後期高齢者福祉医療扶助費で計1,902万2,000円を増額計上しました。

続きまして、19ページ、20ページを御覧ください。

3款2項児童福祉費、6目福祉医療費で、子ども医療扶助費4,996万円を増額し、7目の障害児通所支援費では、サービス利用の増加に伴い、障害児通所給付費4,455万4,000円を増額計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

17ページ、18ページを御覧ください。

民生費関係で、3款2項1目児童福祉総務費で、過年度精算に伴い、児童扶養手当給付費負担金過年度返還金16万4,000円、子ども子育て支援交付金過年度返還金等で818万1,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金過年度返還金294万3,000円、保育士等処遇改善臨時特例交付金過年度返還金334万1,000円、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金過年度返還金114万7,000円を計上しました。

続きまして、2目児童措置費、18節で給付費の増加に伴い、施設型給付費1億9,780万円を計上しました。

同目22節で、子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金525万7,000円、子育て支援施設等利用給付費負担金過年度返還金55万9,000円を計上しました。

また、25ページ、26ページを御覧ください。

10款6項1目教育振興費で、私立幼稚園授業料等軽減補助金過年度返還金207万円を計上しました。

次に、お戻りいただき、19ページ、20ページを御覧ください。

3款2項5目母子福祉費で、過年度精算に伴い、母子家庭等総合支援事業費補助金過年度返還金71万3,000円、母子生活支援施設措置費負担金過年度返還金16万9,000円を計上しました。

続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。

衛生費関係で、4款1項7目22節で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金過年度返還金379万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金過年度返還金1,827万1,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明いたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明いたします。

引き続き、補正予算書21ページ、22ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、産地の競争力向上及び収益性向上を目的とした産地パワーアップ事業で、愛知県が追加認定した水稻農家に対する補助金1,533万5,000円を増額し、それに伴う歳入として県補助金1,518万3,000円を増額しました。

また、農地中間管理機構との契約解除による農業振興対策事業補助金返還金2万3,000円を計上し、それに伴う歳入として対象者から農地集積協力金交付事業返還金2万3,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、消防長より御説明申し上げます。

○消防長（加藤義久君）

私からは、消防本部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

23ページ、24ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、負担金、補助及び交付金で、指令管制システム等改修費21万7,000円、消防救急デジタル無線102万9,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関する主なものについて御説明させていただきます。

25ページ、26ページを御覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、工事請負費として来年新入学児を迎えるに当たり、北河田小学校の校舎内の一部に手すりやスロープを設置するなど、施設修繕工事で292万7,000円を計上しました。

また、備品購入費として、肘かけ椅子及び給食用の机の購入で16万円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

以上で、令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第25・議案第52号（提案説明）

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第25・議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万8,000円を追加し、予算の総額を64億2,430万7,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、2款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で、普通交付金を2億220万5,000円減額し、システム改修に伴う特別調整交付金434万5,000円を計上しました。

次に、繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、産前産後保険料繰入金16万2,000円と、国民健康保険事業費繰入金2億9,000万円を計上しました。

続きまして、7款国庫支出金、2項国庫補助金、6目出産育児一時金臨時補助金では13万5,000円を計上しました。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

人事異動に伴う人件費補正のほか、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、産前産後保険料免除に対応するためのシステム改修委託料434万5,000円を増額計上しました。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第53号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・議案第53号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

議案第53号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,170万5,000円を減額し、予算の総額を60億1,384万7,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、4款国庫支出金、2項6目国庫補助金で、介護保険システム改修補助金42万9,000円を計上しました。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金で、システム改修に係る事務費繰入金42万9,000円を増額計上しました。

これ以外の歳入減額補正は、人件費補正に伴うものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

人事異動に伴う人件費補正のほか、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、制度改正等に伴う介護保険システム改修委託料85万8,000円を増額計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第54号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議案第54号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第54号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額10万円、計4億8,548万6,000円。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額マイナス147万5,000円、計5億2,383万1,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、補正予定額マイナス80万円、計3億4,908万9,000円。

第4条、予算8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額マイナス227万5,000円、計8,732万2,000円とするものです。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う児童手当と人件費の補正でございます。

以上、よろしく願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第55号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第28・議案第55号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第55号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正予定額162万1,000円、計18億3,047万5,000円。

支出、第1款下水道事業費用、補正予定額162万1,000円、計17億6,641万9,000円。

第3条、予算第9条中「7億8,060万9,000円」を「7億8,223万円」に改める。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、企業債貸付利率の変動に伴う他会計補助金と企業債利息の補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月5日午前9時30分より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

